

事務処理者	電 算 処 理				整理番号
	管 理	送付先確認	行政基本		

R2.5

固定資産現所有者(相続人代表者)申告書

令和 年 月 日

宇佐市長 あて

(相続人代表者)申告者	住所	郵便番号 -		
	フリガナ		相続分	
	氏名			
	生年月日	年	月	日生
	電話番号			
	旧所有者との関係	配偶者・子・()		

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、宇佐市税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告いたします。

記

①

旧所有者 (登記名義人)	死亡時の住所		
	氏名		死亡年月日

②

現所有者(代表者を除く)	住所		生年月日	年	月	日生
	氏名		相続分	電話番号		
			旧所有者との関係	配偶者・子・()		
	住所		生年月日	年	月	日生
	氏名		相続分	電話番号		
			旧所有者との関係	配偶者・子・()		
	住所		生年月日	年	月	日生
	氏名		相続分	電話番号		
旧所有者との関係			配偶者・子・()			
住所		生年月日	年	月	日生	
氏名		相続分	電話番号			
		旧所有者との関係	配偶者・子・()			

③

摘要	
----	--

※亡くなられた年の12月末までに相続登記(所有権移転)を申請する場合、この申告書は必要ありません。

※必ず、相続権利者全員の同意の上でご提出ください。

欄が足りない場合は、裏面にご記入ください。相続分の欄は、確定している場合のみご記入ください。

※この申告により変更するのは納税義務者のみであり、登記名義人や未登記家屋の所有者を変更する場合は、別途手続きが必要になります。

②

現所有者（代表者を除く）	住 所		生年月日	年 月 日生
	氏 名		相続分	電話番号
			旧所有者との関係	配偶者・子・ ()
	住 所		生年月日	年 月 日生
	氏 名		相続分	電話番号
			旧所有者との関係	配偶者・子・ ()
	住 所		生年月日	年 月 日生
	氏 名		相続分	電話番号
			旧所有者との関係	配偶者・子・ ()
	住 所		生年月日	年 月 日生
	氏 名		相続分	電話番号
			旧所有者との関係	配偶者・子・ ()
住 所		生年月日	年 月 日生	
氏 名		相続分	電話番号	
		旧所有者との関係	配偶者・子・ ()	
住 所		生年月日	年 月 日生	
氏 名		相続分	電話番号	
		旧所有者との関係	配偶者・子・ ()	

○提出書類について

「固定資産現所有者申告書」を提出する際には、該当する事由により次の書類を添付してください。

- ①遺産分割協議書が作成されている場合
 - ・遺産分割協議書の写し
- ②遺言がある場合
 - ・遺言書の写し
- ③相続を放棄している場合
 - ・相続放棄申述受理通知書の写し

●地方税法

（固定資産税の納税義務者等）

第343条 固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

●宇佐市税条例

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項記載した申告書を市長に提出しなければならない。

記載例

事務処理者	電 算 処 理			整理番号
	管 理	送付先確認	行政基本	

R2.5

固定資産現所有者(相続人代表者)申告書

令和 〇年 〇〇月 〇〇日

宇佐市長 あて

相続代表者について
 固定資産の所有者が亡くなった場合に納税通知書等を受け取っていただく方を定めていただく申告になります。この申告書は、納税通知書等の受領や納付についての代表者になることの届出であり、法的に相続を確定するものではありません。

(相続人代表者)申告者	住所	郵便番号 - 宇佐市大字上田1030番地の1		
	フリガナ	ウサ タロウ		相続分
	氏名	宇佐 太郎		
	生年月日	SOO 年 〇 月 〇 日生		
	電話番号	(0978) 32-1111		
	被相続人との関係	配偶者・ (子) ・()		

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、宇佐市税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告いたします。

記

①

旧所有者 (登記名義人)	死亡時の住所	宇佐市大字上田1030番地の1		
	氏名	宇佐 一郎	死亡年月日	RO年 〇月 〇〇日

②

現所有者(代表者を除く)	住所	宇佐市大字上田1030番地の1		生年月日	SOO 年 〇 月 〇〇 日生
	氏名	宇佐 花子	相続分	電話番号	0978-32-1111
			旧所有者との関係	配偶者・ (子) ・()	
	住所	〇〇県△△市××2丁目2番地		生年月日	SOO 年 〇 月 〇〇 日生
	氏名	宇佐 二郎	相続分	電話番号	〇〇〇-△△△△-××××
			旧所有者との関係	配偶者・ (子) ・()	
	住所	△△県××市〇〇3丁目3番地		生年月日	SOO 年 〇 月 〇〇 日生
氏名	院内 和子	相続分	電話番号	〇〇〇-△△△△-××××	
		旧所有者との関係	配偶者・ (子) ・()		
住所			生年月日	年 月 日生	
氏名		相続分	電話番号		
		旧所有者との関係	配偶者・子・()		

③

摘要	
----	--

※亡くなられた年の12月末までに相続登記(所有権移転)を申請する場合、この申告書は必要ありません。
 ※必ず、相続権利者全員の同意の上でご提出ください。
 欄が足りない場合は、裏面にご記入ください。相続分の欄は、確定している場合のみご記入ください。
 ※この申告により変更するのは納税義務者のみであり、登記名義人や未登記家屋の所有者を変更する場合は、別途手続きが必要になります。